

## 「よくあるご質問」

## ＜補助金事業全般について＞

No.	質問	回答	公募要領
1	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口 e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を参照してください。 (参考) <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015</a>	P.1
2	産業ヒートポンプについて伺いたいです。	産業ヒートポンプは執行団体が異なり、「一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター」にお問い合わせください。公募要領P.4を参照してください。	P.4
3	産業ヒートポンプとその他の設備を申請したい場合どうすればいいですか。	エネルギー管理を一体で行っている工場又は事業場内における設備であっても、別々の申請としてそれぞれの執行団体に応募をしてください。	P.4
4	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象ですか。	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象となりません。	P.13
5	小規模な事業でも申請できますか。	以下に該当する事業であれば、申請可能です。 (A)先進設備事業 補助金額が「事業実施年数×100万円」以上の事業 (B)オーダーメイド型事業 補助金額が「事業実施年数×100万円」以上の事業 (C)指定設備導入事業 補助金額が20万円以上／事業全体 (D)エネマネ事業 補助金額が100万円以上／事業全体	P.29
6	海外で運営している事業所も対象になりますか。	海外の事業所で使用している設備の更新は補助対象となりません。	P.14
7	大企業の申請要件である事業者クラス分けの評価はどのように確認すればよいですか。	大企業の申請要件である『Sクラス』は、資源エネルギー庁の「事業者クラス分け評価制度」のページで公開されている「令和3年定期報告書分」で確認可能です。「省エネ評価」のうち「2021年度」の欄に☆がついているかご確認ください。他年度に「☆」がついていても、「2021年度」の欄に☆が付いていない場合は、Sクラスに該当しません。『Aクラス』であることの確認方法は、社内のエネルギー管理者等にご確認ください。	-
8	個人事業主ですが、インターネットで青色申告をしたため、税務署の受領印がありません。どうすればよいですか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出してください。	P.14
9	直近の決算において、債務超過となりました。申請できますか。	設備所有者が債務超過の場合、申請できません。 リースやESCOを活用した共同申請の場合、補助対象設備の所有者であるリース会社やESCO事業者が直近の年度決算において債務超過でなければ申請は可能です。	P.14
10	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体は申請できますか。	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体等も申請可能です。 従業員数が300人以下の場合は、公募要領に定める企業体の「その他中小企業者等(会社法上の会社以外)」に該当します。従業員数が300人を超える場合は、公募要領に定める企業体の「その他」に該当します。	P.16
11	従業員数にはどこまでの範囲の人が含まれますか。	従業員数の範囲には雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者が含まれます。 例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員その他、契約社員やアルバイト・パートなども従業員数の範囲となります。	P.16
12	共同申請者(リース会社)からの「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。	P.18
13	ギャランティード・セイビングス契約を締結する予定のESCO事業者との共同申請はできますか。	ギャランティード・セイビングス契約のESCO事業者は、共同申請者になれません。	P.18

14	リース会社との共同申請の場合、リース会社と補助事業者(設備使用者)の割賦契約は申請できますか。	割賦契約と判断される場合は、申請できません。 またその他、残価設定付リース、購入選択権付きリース、転リース、セール&リースバック、及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は認められません。 リースを活用する場合の注意点については公募要領P.18をご参照ください。	P.18
15	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間については以下を満たしているか確認してください。 ・補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であること。 ・1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。 ・最長の処分制限期間を下回る契約期間の場合は、再リースが選択できる契約であること。	P.18
16	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間内は申請できません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。	-
17	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、建物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。	P.20
18	賃借している建物の設備を更新したいのですが、申請できますか。	建物の所有者が補助対象設備の設置を行い、かつエネルギー管理をしている場合において、店子はその補助対象設備を使用する場合は、建物の所有者が単独で申請可能です。店子との契約書等の写しも提出してください。	-
19	複数の事業所を1つの申請で行ってもよいですか。	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。 工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合は、1つの申請としてください。	P.20/P.21
20	建物登記が異なる建物が複数あり、設備のエネルギー管理を一体で行っている場合、1つにまとめて申請できますか。	エネルギーを一元管理しているということであれば、1つにまとめて申請とすることは可能です。審査の過程でヒアリングや説明資料の提出等を求める場合があります。	P.20
21	「エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等」とはどのような状態のことでしょうか。	「エネルギー管理を一体で行っている」とは、工場・事業場内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギー使用量やコストを正確に把握していることを指します。原則、「エネルギー管理を一体で行う工場・事業所単位」で申請してください。省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請してください。	P.20
22	工場・事業場の敷地内に事務所棟があります。製造工場の工程に関わらない建物のため、エネルギー管理外として申請できますか。	事務所棟も、工場・事業場のエネルギー管理を一体で行っている場合は、事務所棟も含めた申請してください。	P.20
23	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	1事業者あたりの申請数の上限はありません。 ただし、原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。	-
24	複数事業者の連携事業について具体的に教えてください。	複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことを指します。本事業では、(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業において、申請することができます。申請に関する詳細な要件や留意事項は公募要領P.21を参照してください。	P.21
25	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と、他の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。 税制優遇との併用可否については、税制担当窓口にお問い合わせください。なお、中小企業経営強化税制との併用は可能です。 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合は、SIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.23
26	(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備を組み合わせて導入したい場合、どのような申請の条件がありますか。	事業区分(A)、又は事業区分(B)の事業要件と省エネルギー効果の要件を満たす必要があります。 例えば(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備を組み合わせて申請する場合、(a)、(b)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の事業要件と省エネルギー効果の要件を満たしていれば、(A)先進事業として申請可能です。ただし、組み合わせた(b)オーダーメイド型設備は事業区分(B)の補助率となります。 申請方法の詳細や留意事項につきましては公募要領P.23をご参照ください。	P.23

27	事業区分(C)において、付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	事業区分(C)においては、原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、公募要領P.98以降をご確認ください。	P.26/P.98-119
28	事業区分(C)において、補助対象とならない費用（補助対象外経費）はどのようなものがありますか。	公募要領の別表2「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に定める補助対象の範囲をご参照ください。 基準表で定める対象の範囲外及び、設計費、工事費は補助対象となりません。	P.26/P.98-119
29	(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備に係る工事を、同じ工事業者に参考見積を依頼する場合、見積書は1通でもよいですか。	見積業者が同じでも、見積書は補助対象設備(a)、(b)それぞれで取得するようにしてください。補助対象設備(a)、(b)で共通する費用が発生し、見積額を切り分けることが難しい場合は、合理的な方法により按分して見積書を取得してください。	P.28
30	補助率に「以内」と記載がありますが、「以内」とはどのようなことですか。 (A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業における、中小企業者等の場合の補助率は「10/10以内」)	補助金額の上限、及び交付決定以降の計画変更や実績報告時の支払いにおける費用の一部の減額を考慮し、「以内」と記載しています。 例1：(A)先進事業で補助対象経費が20億円の単年度事業では、補助率10/10であると補助金額が20億円となりますが、(A)先進事業の補助金額の上限額は15億円/年度のため、補助金額は15億円となります。この時補助率は3/4となり、10/10を下回ります。 例2：(A)先進事業で補助対象経費が5億円の事業では、補助率10/10であると補助金額が5億円となります。交付決定後に見積の再取得や計画変更等により補助対象経費が6億円と交付決定時の補助対象経費を上回った場合、交付決定時の補助金額が上限額となるため、補助金額は5億円となります。この場合も補助率は10/10を下回ります。	P.7/P.28
31	各事業区分の申請において、下限額はどのように適用されますか。	申請当たりの下限額は、次の通りです。 (A)先進設備事業：事業実施年数×100万円 (B)オーダーメイド型事業：事業実施年数×100万円 (C)指定設備導入事業：20万円/事業全体 (D)エネマネ事業：100万円/事業全体 例1：設備区分(a)(b)(c)を組み合わせる場合は、適用となる事業区分の下限額が事業全体の下限額となります。 例2：事業区分(A)(B)(C)と(D)を組み合わせる場合は、それぞれ適用となる事業区分の下限額を満たす必要があります。	P.29
32	(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業の補助金限度額にある、【下限額】の事業実施年数×100万円とは何ですか。	複数年度事業の場合は、事業実施年数×100万円が下限額となります。 例えば事業実施年数が2年とした場合、「2年×100万円」の200万円が下限額となります。	P.7/P.29
33	複数年度事業で申請した場合、補助対象経費の支払いが発生しない年度を含む計画であっても申請は可能ですか。	補助対象経費の支払いが発生しない年度を含む計画においても申請は可能です。 ただし、補助対象経費の支払いが発生しない年度においても補助事業に要する経費にかかる、実績報告書や成果品(設計図書や工事実績等)の提出は必要となります。 詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	-
34	計画省エネルギー量の算出は、自社の事業年度設定期間でよいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である2021年度(2021年4月～2022年3月)の1年間で算出してください。 省エネ法上のエネルギー管理指定工場は、2020年度の定期報告書を使用しても構いません。	P.31
35	補助対象となる(a)先進設備・システムの設備は何を見て確認することができますか。	SIIのホームページにて確認することができます。 <a href="https://sii.or.jp/cutback04/system/search">https://sii.or.jp/cutback04/system/search</a>	P.39
36	省エネルギー効果の要件である、エネルギー消費原単位改善率とは何ですか。	エネルギー消費原単位とは、生産量当たりのエネルギー消費量のことです。例えば製造業においては、所定の量の製品を製造するのに必要なエネルギー量等を指します。エネルギー消費原単位改善率は、事業実施前後で、この原単位が改善した割合をパーセントで表したものです。	P.31/P.40
37	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	P.39/P.44/P.47
38	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との置き換えは補助対象となりません。	P.39/P.44/P.47

39	中古品の購入でも申請できますか。	中古品は補助対象設備として認められないため、申請はできません。	P.39/P.44/P.47
40	導入設備区分(a)、(b)、(c)において、導入する設備の能力・出力が、置き換える前の旧設備の能力・出力を超えてもよいですか。	その能力・出力が必要となる合理的な理由を説明するとともに、設備置き換え前後の稼働条件を明示し、当該条件を考慮した使用エネルギー量が、置き換え後に削減されていれば、設備の能力・出力の増加を認められる場合もあります。 ただし、導入設備区分(c)において更新前後で負荷率等が大きく増減する場合は、「独自計算」を用い、その影響を加味して計算してください(必要に応じて変更、増減の理由を確認する必要があります)。	P.39/P.43
41	事業区分(A)、(B)において計測用にEMSを購入する場合は、(d)EMS機器として登録されていないものも補助対象になりますか。	要件を満たしていれば、(d)EMS機器として登録されていない製品でも補助対象となります。 詳細な要件は公募要領P.41を参照してください。	P.39/P.44
42	再生可能エネルギーを活用した設備は補助対象となりますか。	再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備は補助対象となりません。 上記に含まれていないものでも、天候・気候等によって活用できる熱量等が左右されるものは補助対象となりません。	-
43	事業区分(B)として申請する場合、(c)指定設備は補助対象設備として認められますか。	(c)指定設備を(b)オーダーメイド型設備として申請することはできません。 ただし、(b)オーダーメイド型設備と(c)指定設備の両方を1つの申請として、併せて申請することは可能です。 その場合、事業区分は(B)オーダーメイド型事業となり、(b)オーダーメイド型設備は事業区分(B)の補助率、(c)指定設備は定額補助となります。	P.43
44	事業区分(C)において、照明設備は対象となりますか。	調光機能を有した照明設備は「調光制御設備」として補助対象となります。 ただし、調光機能を有しないLED照明への更新は補助対象となりません。 対象となる設備はSIIのホームページから確認できますので、併せてご確認ください。 <a href="https://sii.or.jp/cutback04/search">https://sii.or.jp/cutback04/search</a>	P.47
45	事業区分(C)において、既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能ですか。	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合も申請可能です。 既存設備、導入設備のそれぞれエネルギー使用量の合計で比較し、省エネルギー量が見込めるのであれば台数が異なってもかまいません。なお、将来設備や予備設備は補助対象となりません。 ※ SIIが生産能力強化や設備を新設、又は増設と見なした場合を除きます。	-
46	定額補助の算出方法について、教えてください。	指定設備の種別(性能区分)または能力に基づく定額とし、設備区分毎に補助金額を算出します。  【算出例】 ①：補助金額 = 補助対象設備の能力 [kW] × 能力当たりの補助金額 [円/kW] × 導入台数 [台] ②：補助金額 = 補助対象設備の種別(性能区分)当たりの補助金額 [円] × 導入台数 [台]  設備区分毎に算出された補助金額と設備区分毎の補助対象経費の1/2の額の、いずれか低い額を補助金申請額とします。なお、定額補助金額はSIIホームページ上の「『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧」より条件を指定することで確認ができます。	P.48
47	交付申請時に設定する裕度とはなんですか。	裕度とは、成果報告時の省エネルギー量が交付申請時の計画省エネルギー量を達成するための安全率として設定するものです。 詳細につきましては、公募要領P.32をご参照ください。	P.32
48	裕度を設定しても、成果報告において行う補正計算はできますか。	成果報告において、補正計算には適用条件があります。 詳細につきましては、公募要領P.33をご参照ください。	P.33
49	裕度を設定する際の数値に制限はありますか。	裕度の数値の設定は申請者の任意です。 なお、裕度を設定すると、計画省エネルギー量が減少するので、十分に検討したうえで、裕度の数値を設定してください。 詳細につきましては、公募要領P.33をご参照ください。	P.33
50	公募説明会は開催されますか。開催される場合、場所とスケジュールを教えてください。	公募説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの昨今の状況を踏まえ、中止とさせていただきます。 公募説明会に代わりまして、「公募説明」ページに掲載の動画にて、事業内容を説明しています。	-

51	交付申請の方法を教えてください。	①SIIホームページにてアカウント登録します。 ②電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ユーザ名)を取得し、パスワードを設定してください。 ③当該アカウント情報を用いて補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して申請書類を作成してください。 ④全ての提出書類を揃えて、2022年6月30日(木)17:00必着で申請書一式が到着するように一般社団法人環境共創イニシアチブ宛に郵送してください。	P.63
52	手続担当とは何ですか。	補助事業者からの求めに応じてエネマネ事業者、又は設備販売事業者が手続を行う場合の手続事業者のことで、(D)エネマネ事業を含む申請の場合は、エネマネ事業者へ、(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、設備販売事業者に手続を依頼することが可能です。なお、手続の内容及び進捗については、補助事業者と情報共有し、両社が同じ認識のもと手続を行ってください。	P.64
53	事業区分(A)、(B)で申請する場合、競争見積は、2者でもよいですか。	競争入札等によることが困難又は不相当である場合(導入設備が(特許技術を含む等の)カスタム製品であり、販売会社が1者しか存在しない場合など)を除き、原則3者以上の競争により決定してください。	P.77
54	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますか。	交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。	P.77
55	新型コロナウイルスの影響等により、事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか。	新型コロナウイルスの影響等により、事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかにSIIに連絡してください。	P.78
56	補助金はいつごろ支払われるのですか。	実績報告の審査が完了する日によって、支払われる月が変わりますが、2023年3月末までにお支払いします。	P.61
57	郵送での発送では間に合わない場合、SIIへの持ち込みやバイク便等でも受け付けてもらえますか。	郵送以外の提出は承っておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。申請書は、2022年6月30日(木)17時(必着)です。お早めにご対応ください。	P.70
58	書類の到着は確認できますか。	到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできません。郵送時の配達記録で追跡していただくか、補助事業ポータルのステータスでご確認ください。	P.70
59	不採択となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却しておりません。	P.70
60	審査の基準を教えてください。	公募要領に記載の審査項目、評価項目に基づき審査を行います。総合的な審査結果を踏まえ、相対評価の上で採択者を決定します。	P.71
61	各評価項目の点数は教えてください。	採択、不採択問わず点数等は非公開です。	-
62	交付申請書は先着順で採択されますか。	先着順ではありません。採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。 なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがあります。	P.71
63	公募要領にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されますか。	評価項目全般に基づき、総合的に評価されます。	P.71
64	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	申請書の提出時点の代表者の方で申請し、その時点での「商業登記簿謄本」を提出してください。代表者が変わった際に「申請者情報変更届」と代表者が変更された登記簿謄本を法務局より入手し速やかに提出してください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。	P.71
65	事業内容に変更等が発生した場合はどのような手続が必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.77
66	交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に何か手続が必要ですか。	申請者情報変更届の提出が必要となります。 変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.71

67	<p>手続担当者が倒産した場合など、途中で申請手続きができなくなった場合、どのような対応になりますか。</p>	<p>手続担当者が、途中で申請手続きを行えなくなった場合は、SIIまでご連絡ください。</p>	-
68	<p>交付決定はどのようにして確認できますか。</p>	<p>採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページで公開されます。公開は、8月下旬を予定しています。</p>	P.75
69	<p>契約、発注等はいつから可能ですか。</p>	<p>補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。</p>	P.77
70	<p>交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。</p>	<p>交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前にSIIにご相談ください。</p>	-
71	<p>中間報告とは何をすればよいですか。</p>	<p>中間報告とはSIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着工前写真の提出</li> <li>・補助金振込口座の登録</li> </ul> <p>詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。</p>	P.78
72	<p>実績報告書の提出後、補助金額の確定通知書はいつ発送されますか。</p>	<p>実績報告書の書類検査及び現地調査等の完了後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。</p>	P.78
73	<p>補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。もしくは所有者ですか。</p>	<p>設備の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者が補助金受取事業者となります。例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者が補助金の振込先となります。</p>	-
74	<p>受け取った補助金は課税対象になりますか。</p>	<p>補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。</p>	-
75	<p>「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。</p>	<p>導入された省エネルギー設備等を検収の上、事業に関わる補助事業に要する経費の支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。</p>	P.78
76	<p>補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならないのですか。</p>	<p>会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。詳しい内容を事前にSIIまでご連絡ください。</p>	-
77	<p>販売事業者への支払いは手形で支払ってもよいですか。</p>	<p>手形での支払いは認められません。支払い条件は金融機関による振込としてください。(割賦払いや手形払い等は不可)</p>	P.78
78	<p>見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。</p>	<p>設備費・設計費・工事費のうち、どの費目の値引きであるか明示してください。</p>	-
79	<p>プロセス改善として申請が認められる事業はどのような事業ですか。</p>	<p>廃棄エネルギーの活用や、既存ボイラーの負荷を低減させるためにコージェネレーションを導入する場合等、既存設備のエネルギー負荷を低減し、省エネを図る事業等は、プロセス改善の事業として申請が可能です。なお、(C)指定設備導入事業の単独申請においては、既存ボイラーの負荷を低減させるためにコージェネレーションを導入する場合に限り申請可能です。</p>	-
80	<p>公募要領に「(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、成果報告時に導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告すること。」とありますが、実測が必須なのでしょうか。</p>	<p>可能な限り実測していただくことが望ましいですが、成果報告については、交付決定以降に公開する事務取扱説明書をご確認ください。</p> <p>なお、成果報告の方法に限らず、(C)指定設備導入事業において計測器は補助対象となりません。</p>	P.79

<提出書類について>

No.	質問	回答	公募要領
1	社内の押印業務を全面的に廃止しました。交付申請書の様式1(かがみ)に押印しない場合に、申請書類は受け付けされますか。	押印がなくても申請は可能ですが、様式1(かがみ)に押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を添付してください。 押印に関する注意事項については「交付申請の手引き(C)指定設備」P.27、「交付申請の手引き(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業」P.30を参照してください。	-
2	(c)指定設備を導入する際に見積を取得するにあたり、何か条件はありますか。	見積を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。 ・交付申請時に期限等が有効な見積書であること。 ・補助対象経費とその他の経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。 ・見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。 ・複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。	P.48
3	原油換算表は、昼と、夜の電力使用量を分けて記載するようになっているが、電力の使用量が昼間と夜間で分かれていない場合はどうすればよいですか。	電力会社の請求書を見てもわからない場合は、全て昼間の電力としてください。	-
4	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、SIIフォーマット「法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。SIIフォーマットの記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。	-
5	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(決算短信でも可)。 ※貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。	-
6	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は、どのような場合に提出が必要ですか。	みなし大企業に該当しない場合は、[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を提出し、中小企業者であることを宣誓してください。	P.15
7	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)は、具体的に何を用意すればよいですか。	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)の、現在事項証明か履歴事項全部証明書をご用意ください。法務局より入手した登記簿謄本(コピーでも可)をご提出ください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。	-
8	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。	-
9	燃料評価単価とは何ですか。	燃料評価単価 = 2021年4月～2022年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円] ÷ 同期間の事業所単位のエネルギー使用量[kl] となります。 ※分母の使用量は原油換算したklとしてください。	P.12
10	[添付6] 燃料評価単価算出根拠とは、どのような内容の書類になりますか。	燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)及びその1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類です。	-
11	エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いのですが、「エネルギー使用実績の確証」とは何を提出したらよいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されているもの)などを提出してください。 その1年分の積算が「年間エネルギー使用量」となります。	-
12	エネルギー管理指定工場なのですが、計画省エネルギー量の算出には、2020年度の定期報告書を使用してもよいですか。	2020年度の定期報告書を使用しての申請が可能です。 計画省エネルギー量の算出に2020年度の定期報告書を使用する場合は、エネルギー使用実績の確証に2020年度(2020年4月から2021年3月までのエネルギー使用量の実績データ)の定期報告書の写し等(使用状況届出書)を添付してください。	P.31

13	[添付9] 製品情報証明書とは、どのような書類ですか。	「導入予定設備とその一代前モデルそれぞれの性能値」を証明するものを「製品情報証明書」といい、様式はSIIホームページ( <a href="https://sii.or.jp/cutback04/overview.html">https://sii.or.jp/cutback04/overview.html</a> )よりダウンロードできます。 詳細は、省エネルギー量計算の手引き(生産設備)【指定計算・独自計算】をご確認ください。	-
14	過去3年以内に評価項目に該当する省エネ診断を受診していた場合の提出書類を教えてください。	各省エネ診断報告書の「表紙」を提出してください。 各事業毎の表紙の例は、交付申請の手引きに記載しています。	-
15	省エネ法に基づく、中長期計画書を提出済みなのですが、[添付14]中長期計画書の写しの様式を用いて、計画を記入して提出しても良いですか。	特定事業者は、省エネ法に基づく中長期計画書のうち、今回申請している補助事業に該当する部分にマーキングをして提出してください。	-
16	[添付26] 設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。自社所有の建物に設備を設置する場合は、提出する必要はありません。	P.20
17	建物所有者が社内の押印業務を全面的に廃止し、設備設置承諾書に押印ができません。提出書類として認められますか。	建物所有者の社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。	-
18	事業区分(C)の申請において手続担当を依頼した販売事業者が社内の押印業務を全面的に廃止しました。手続担当申請書に押印しない場合に、申請書類は受け付けられますか。	手続担当申請書に押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。	-
19	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を自社で作成している株主一覧で代用できますか。また、株主一覧は出資比率(%)の記載がなく、持株数の記載のみの場合どうしたらよいですか。	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は必須です。 ただし、株主一覧を自社で作成している株主一覧で代用する場合、出資者等の記載は不要です。 株主一覧に出資比率(%)の記載がなくても、割合が分かる記載があれば問題ありません。	-